

島根県困難な問題を抱える女性への支援のための施策の  
実施に関する基本的な計画策定委員会設置要領

（設置目的）

第1条 「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」の規定に基づき、国から示された「困難な問題を抱える女性への支援のための施策に関する基本的な方針」に即して、島根県における困難な問題を抱える女性への支援のための施策についての基本計画に関する事項を検討するため、島根県困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（組織）

第2条 委員会は別表に掲げる者をもって構成する。

2 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により選出する。

（委嘱期間）

第3条 委員を委嘱する期間は、令和5年7月1日から令和6年3月31日までとする。

（委員長及び副委員長）

第4条 委員長は会務を総理し、委員会を代表する。

2 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代理する。

（会議）

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、これを開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数の場合は、委員長の決するところによる。

（関係者の出席）

第6条 委員会は、必要に応じ関係者の出席を求め、その意見を聞くことができる。

（庶務）

第7条 委員会の庶務は、健康福祉部青少年家庭課において処理する。

（補則）

第8条 この要領に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要領は、令和5年6月2日から施行する。